

東京都公文書館所蔵の戦災復興都市計画関係資料

～都市計画東京地方委員会文書の構造把握

東京都公文書館 史料編さん担当

太田 亮吾

はじめに

東京都公文書館では現在、東京の歴史を扱った基礎資料集である『都史資料集成』を刊行している。平成25年（2013）からは、東京都制成立以降、昭和20年代及び昭和30年代を対象としたシリーズ第2期にあたる『都史資料集成Ⅱ』の刊行を開始し、巻ごとに当該期の東京に関する主要なテーマを掲げ、関連資料を収録している。

その編さんにあたり特に重視していることのひとつとして、当館所蔵資料を中心に収録内容を構成している点が挙げられる。これにより、資料集で取り上げた各テーマについて当館ではどのような資料を具体的に所蔵しているか、アーカイブズの特徴をあわせて把握できるようにしているのである。近年の編さん実績を例にとると、第7巻「オリンピックと東京」では昭和39年（1964）に開催した第18回オリンピック競技大会を、また第3巻「占領下の行政」では終戦後の占領期をテーマに取り上げ、前者ではオリンピックの招致活動及び大会開催準備を担当した庁内部局の文書で構成される「オリンピック関係文書」を、後者では占領軍との連絡や折衝を担当した渉外部の文書からなる「渉外（GHQ）文書」をそれぞれ収録した。

令和3年（2021）3月刊行の第4巻「焦土からの復興－戦災復興から首都建設へ」では、昭和20年代に展開した東京都の戦災復興事業を対象としている。とりわけ東京都の都市計画行政に焦点を絞り、その実像に迫る内容とした。

東京の戦災復興は、先に挙げた既刊の各テーマ同様、多くの関心を集めている重要な分野のひとつである。そのため、当館が現在所蔵する関連資料はこの領域において、どのような意味を持ち、そこからは何を読み取ることができるのか、また、その一方でいかなる資料上の制約や限界がありうるか、こうした基本的な情報を整理しておくことには、一定の意義があると考えられる。

以上をふまえ、本稿では、まず東京の戦災復興都市計画に作業の範囲を限定し、『都史資料集成Ⅱ』第4巻に収録した当館所蔵資料の中でも特徴的な資料群のひとつであるといえる「都市計画東京地方委員会文書」を取り上げる。関連資料や前提となる事項をおさえたうえで、本資料群が持つ特徴を明らかにするとともに、資料群全体の構造把握を試みる。これにより、本資料を扱うための有用な手掛かりとなる見取り図を描くことを本稿の目標とする。

1 東京の戦災復興計画

ここでは、まず主題の前提となる基礎事項の確認として、東京の戦災復興計画が策定されるに至る経過を簡潔に整理しておく。

(1) 戦災地復興計画基本方針

昭和20年（1945）9月、政府は戦後復興の基本方策を樹立するため、内閣総理大臣の諮問機関として戦後対策審議会を設置した。また、11月には、上記戦後対策審議会に代わり、内閣総理大臣直属の行政機関となる戦災復興院を新たに設け、復興の実施体制を整えた¹。

次いで政府は、12月30日に「戦災地復興計画基本方針」を閣議決定し、各都道府県及び市町村に対して、復興計画の実施区域とその目標、土地利用計画、都市主要施設、土地整理、疎開跡地に対する措置、建築規制、事業の執行や事業費などについて、それぞれ具体的な指針を示した²。この基本方針では、戦災地の復興は「産業ノ立地、都市農村ノ人口配分等ニ関スル合理的方策ニ依リ過大都市ノ抑制並ニ地方中小都市ノ振興ヲ図ルヲ目途トシ」、復興の基礎となる土地区画整理事業を早急に実施すべきであると位置づけている。

また、昭和21年9月には、土地区画整理事業をはじめ戦災地の復興事業を円滑に進めるための法的な枠組みとして、都市計画法の特例となる特別都市計画法が制定された³。東京都では区部及び八王子市がこれにより戦災都市に指定され、同法が適用されることになった。

(2) 東京都における復興計画の策定

これら政府による対応と並行して、東京都においても復興計画の策定が戦後の早い段階から進められていた⁴。都の都市計画を所管する東京都計画局が東京都議会向け説明資料として昭和20年10月27日に作成した文書によると、計画局では戦災被災者用の住宅供給、戦災跡地の整備、復旧土木工事など各種応急措置とともに、「内務省基本計画案ニ即応シ土地区画整理ヲ主トシテ防災、保健、能率化ノ新タナル構想ノ下ニ三十五区及八王子市ニ対シ地域制、街路、河川、港湾及緑地計画」を内容とした「東京都復興計画」を立案しているところであるとしている⁵。

ここにある「内務省基本計画案」とは、戦災復興院の母体となった内務省国土局計画課が中心となって策定した上記「戦災地復興計画基本方針」の原案とみられる。同課は閣議決定に先立ち、同年10月12日に全国都市計画主任官会議を招集しており、方針の成案を示し検討をおこなった⁶。

以上を経て、東京都計画局都市計画課によって東京の復興計画が取りまとめられるに至る。その基本構想は、（1）人口配分計画、（2）土地利用計画、（3）施設計画で構成されており、都心から約40km圏にある衛星都市をはじめ、さらにその外郭に位置する関東地方の各都市にも人口を広く分散させることで、東京区部の人口を抑えるとされた⁷。

例えば、同課が昭和20年12月に策定したとされる「帝都復興計画要綱案」では、区部の人口について「3百万人ヲ最モ適当トシ最大5百万人」と定め、増加傾向にある現状に対し「計画ノ樹立ニ伴ヒ漸次之ヲ衛星都市及外廓都市ニ分散居住スルガ如キ方途ヲ講ジ適当人口ニ近カラシムルモノトス」としている⁸。

また、同課は復興計画を立てるにあたり特に考慮すべき点として、（1）太陽の都市、（2）友愛の都市、（3）職住近接を意味する無交通の都市、（4）慰楽の都市、（5）生産性の高い都市、（6）文化の都市、（7）食糧自給度の高い都市、（8）不燃の都市をめざすなどといった主要目標が掲げられ、将来的には都市能率が高く、衛生的で美しい都市でなければならないとされた⁹。

これら都市計画課による東京の復興計画策定で中心的な役割を担ったのが、当時同課長の職にあった石川栄耀である（図1）。石川は戦前より一貫して過大都市抑制及び地方分散の立場を保ち、具体的に取りまとめられた各種施設計画の構想においても、その考えを反映した内容となっており、概して理想色の濃いものであったと評されている¹⁰。

また、石川は復興計画の構想を様々な方法や媒体を駆使して、その発信に尽力した。都市計画課として公表した正規のものだけでなく、石川個人の名義でも並行して著作の執筆や発言などを数多くこなしている。これらは、東京の復興を一部のごく限られた担当者たちのみで処理するのではなく、民主的な手法に基づき市民に広く開かれたかたちで計画を進めようとした姿勢の表れでもあったという¹¹。



図1 石川栄耀（中央）昭和25年頃に撮影
東京都公文書館所蔵土地区画整理業務フィルム
（※資料の詳細は本稿最後の補注を参照）

(3) 戦災復興都市計画決定と都市計画東京地方委員会の役割

都市計画課が策定した上記計画を復興事業として実施するにあたっては、まず都市計画制度に基づき都市計画決定の手続きを経る必要があった。東京の戦災復興が始まった昭和20年代当時の都市計画制度では、その決定権限は国が持つものとされていた。すなわち、大正8年（1919）4月制定の都市計画法第3条には、「都市計画、都市計画事業及毎年度執行スヘキ都市計画事業ハ都市計画委員会ノ議ヲ経テ主務大臣之ヲ決定シ内閣ノ認可ヲ受クヘシ」とあり¹²、原則として国が担うべき事項と規定されていたのである。

また、同条では主務大臣の決定に先立ち、都市計画を審議する機関として「都市計画委員会」を挙げているが、都市計画法第4条において、その組織や権限については勅令で定めるとしていた。これにより同年11月に制定されたのが、都市計画委員会官制であった¹³。

その官制で定める都市計画委員会としては、大別すると、内務省内に置かれ内務大臣を会長とした都市計画中央委員会と、地方長官が各地で個別に会長を務める都市計画地方委員会とがあった¹⁴。このうち各地の都市計画を具体的に審議する役割を担ったのが都市計画地方委員会であり、各都道府県名を冠した都市計画地方委員会がそれぞれ設けられた¹⁵。

都市計画東京地方委員会で東京の戦災復興に関して実際に審議が始まったのは、昭和21年3月からであった。審議の結果、委員会で可決した計画は、主務大臣の決定及び内閣の認可を経て、官報にて告示される。これにより決定をみた東京の戦災復興都市計画としては、以下のものがあつた（表1）。

表1 東京都戦災復興都市計画

1	東京復興都市計画道路（昭和21年3月26日 戦災復興院告示第3号）
2	東京復興都市計画土地区画整理事業（昭和21年4月25日 戦災復興院告示第13号）
3	東京都市計画用途地域（昭和21年8月20日 戦災復興院告示第97号）
4	東京復興都市計画公園（昭和21年9月4日 戦災復興院告示第132号）
5	東京都市計画防火地域（昭和21年9月4日 戦災復興院告示第134号）
6	東京復興都市計画高速鉄道網（昭和21年12月7日 戦災復興院告示第252号）
7	東京特別都市計画運河および河川埋立（昭和22年11月26日 戦災復興院告示第122号）
8	東京特別都市計画緑地地域（昭和23年7月26日 建設省告示第17号）
9	東京特別都市計画下水道（昭和25年7月10日 建設省告示第740号）

※表の作成にあたって、各計画の表記は『東京都政五十年史』事業編I（東京都 平成6年）pp.38-40によつた。

ここから、復興計画は短期間で集中的に決定したことが確認できる。石川栄耀は後の回想で、計画は「早くきめなければならない」状況にあつたと記しており、「建築の実状からも、政治的反動へのソナエからも、先ず街路網、地域制と、終戦翌年正月から始め、二年殆どした（原文ママ）」と当時を振り返っている¹⁶。計画は「殆ど全部即決」だつたという。

ただし、上記の表に挙げたものはそれぞれ当初計画であり、実際はこれらの計画決定がなされていた期間に限っても、追加や変更など修正を重ねた計画もある。例えば、東京の戦災復興都市計画として最初に決定した都市計画道路の場合、表にある昭和21年3月26日に告示されたのは、幹線環状道路9路線及び幹線放射道路34路線に関するものであり、翌4月には補助路線124路線の計画が、同年8月には主要11駅付近の広場及び道路計画がそれぞれ告示されている¹⁷。さらに、その後も追加や変更がおこなわれている。

また、以上のような個別の追加変更に加え、戦災復興都市計画に関しては、連合国軍最高司令官総司令部による経済安定九原則実行の指令をうけて、政府が昭和24年6月に「戦災復興計画の再検討に関する基本方針」を閣議決定したことにより、各都道府県はその見直しを迫られました。この結果、最終的に復興事業は大幅な縮小を余儀なくされるに至つた¹⁸。

こうした様々な要因により当初計画から変更が生じ新たな都市計画決定がなされる際は、基本的に都市計画東京地方委員会における審議を経ておこなわれている。したがって、都市計画東京地方委員会で扱われた審議事項や委員会の活動履歴をたどると、復興計画の変遷がつかめることをこれは意味する。東京の戦災復興に関して、とりわけ計画を体系的に把握しようとする際、都市計画東京地方委員会の動向は重要な分析対象のひとつであると捉えることができるのである。

(4) 戦争末期にまとめられた「帝都改造計画要綱」

ところで、石川栄耀を中核として都市計画課が策定した東京の戦災復興計画は終戦後に一から生み出されたものではなく、戦時期から蓄積されてきた様々な取り組みが存在しており、その延長線上に戦後の復興計画があると捉えることができる。とりわけ関連性が高いそうした取り組みのひとつに、終戦直前まで検討及び準備が進められていた「帝都改造計画要綱」の策定が挙げられる。本稿の主題からやや逸脱する内容となるが、参考として以上について簡単な補足を加え、あわせて現在当館が所蔵するその関連資料をここで紹介しておく。

まず、「帝都改造計画要綱」だが、これは昭和20年5月に東京都計画局が所管事務の説明資料を官房文書課長宛に提出した文書から確認できるものである¹⁹。説明資料は局内各課がそれぞれまとめた資料を基に作成されており、その中に計画局都市計画課長名で計画局長に提出された5月5日付の文書が含まれている。この文書で都市計画課長すなわち石川栄耀は、現状における同課の主管事項として「帝都改造計画ニ関スル件」と、4月24日付内務次官通牒に基づく施策である「戦災地戦力化措置ニ関スル件」について概要を報告し、それぞれの取り組みに対応したのものとして「帝都改造計画要綱」及び「帝都応急復興計画要綱」と題された資料文書を添付している。上記報告によると、「帝都改造計画」に関しては「帝都ヲシテ我国並ニ大東亜ノ政治、経済、文化ノ中枢タル都市ノ機能ヲ保有セシムルコトニ重点ヲ置き生産其ノ他ノ機能ノ分散疎開、都市形態ノ改造、建築物ノ強化、土地利用ノ合理化、交通施設ノ整備等各種ノ根本計画ヲ樹立シ帝都改造委員会ヲ設置シテ速ニ之ガ確立ヲ期シツツアリ」とされている。

ここで言及されている帝都改造委員会とは、昭和20年3月8日付で規程を定め設置した東京都長官を会長とする庁内の組織であり、東京都次長を副会長に充て、関係官吏及び学識経験者からなる委員で構成された²⁰。委員会の目的は「帝都改造ニ関スル重要事項ヲ調査研究」することであり、同月19日の東京都議会第2回臨時会で帝都改造委員会の役割を問われた際、児玉九一次長は浅沼稻次郎議員の質疑に対し、直前に被った空襲を念頭に「帝都の復興計画は当然考えなければならぬ事なので、過般調査会を設け、目下案を練りつゝある」と応じている²¹。

以上を経て委員会で実際に審議されたのが、「帝都改造計画要綱案」（傍点は本稿筆者による）である。現在、国立国会図書館憲政資料室では、上記都議会で質疑をおこなった浅沼稻次郎の関係文書を所蔵しており、その中に帝都改造委員会委員として出席した際の会議資料が含まれている²²。同年3月27日及び4月4日開催の会議に関連するとみられる資料で構成されており、開催通知状とあわせていずれにも要綱案が添付されている。それらは形態や記述内容に差異が認められるものの、「東京都計画局都市計画課立案」と明記されている点は共通している。

その内容についてみると、各要綱案では区部を対象に目標人口を200万人以内と定め、工業を含む各種疎開の徹底により「帝都」に求められる中核機能のみを残し、農業の拡大をはかるとされている。また、計画の実施は都市計画事業として進めることを視野に入れるとともに、区部の都市改造のみにとどまらず、東京都全域を想定した東京地方計画や、都の周辺7県を区域とした関東地方計画についても、順次取りまとめる予定であったとみられる。巻末には各計画策定の進行表が付記されている。

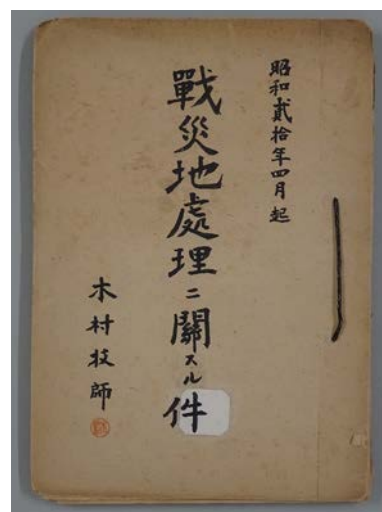
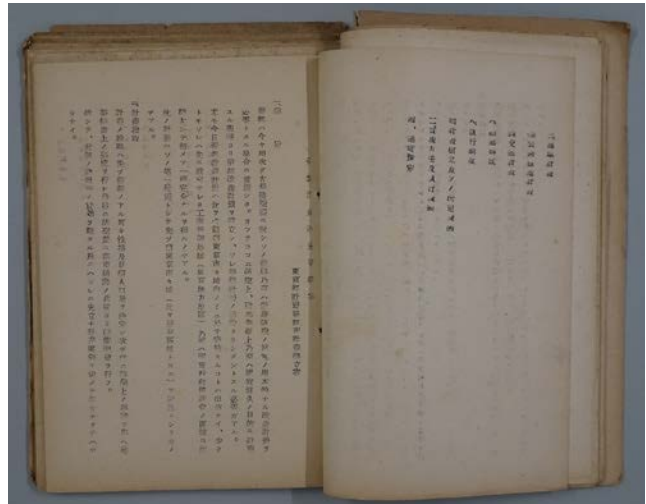
なお、この浅沼稻次郎関係文書には、上記の会議資料とともに帝都改造委員会の委員名簿があわせて含まれている。これによると、委員会の設置規程で会の庶務担当と定められていた「幹事」には、石川栄耀を筆頭に東京都計画局及び同防衛局所属官吏の名が並んでいる。一方、関係官吏から選ばれる委員の構成は、都庁の局長級に加え、内務省国土局計画課長の大橋武夫や、同局道路課長の岩沢忠恭、防空総本部総務局建築課長の井上新二、同局疎開課長の吉川覚、内務省嘱託である北村徳太郎など、複数の内務省関係者が含まれていたことがわかる²³。

この帝都改造委員会に内務官僚が関与していたことを背景にして残されたとみられる「帝都改造計画要綱案」の原資料を1点、当館では所蔵している（図2）。これは、『都史資料集成Ⅱ』編さん事業の一環として令和元年（2019）に新規収集したものであり、かつて「石川栄耀プラン」として紹介されたことがある資料と同一のものであると推定される²⁴。

また、タイプ謄写版である当館所蔵の要綱案は、先に挙げた浅沼稻次郎関係文書のうち昭和20年3月27日開催の会議資料と推測されるものとタイプ文字がすべて一致する。「昭和貳拾年四月起 戦災地処理ニ関スル件 木村技師」と表紙に記されたファイルに綴られており（図3）、このほか「主要都市戦災地緊急戦力化措置要綱」をはじめとした戦災地戦力化関係資料、「戦時住区整備要綱」など戦時住区関連資料、内務省用箋に記載された市街地復旧に関する手書きのメモ資料などが含まれている²⁵。

以上、終戦直前にまとめられた帝都改造計画要綱について簡単に注釈を加えたが、本要綱及び帝都改造委員会に関しては、昭和21年3月5日に開催した戦後最初となる都市計画東京地方委員会の会議でも言及されており、直接の継承関係はないとしながらも戦災復興計画の立案過程で参考にしたと述べられていることがこれまでに明らかとなっている²⁶。東京の戦災復興計画を理解するうえでも重要な資料のひとつといえる。

当館所蔵の「帝都改造計画要綱案」は『都史資料集成Ⅱ』第4巻に、また、「帝都改造計画要綱」は『都史資料集成』第12巻に、それぞれ全文を収録している。これらもあわせて参照いただきたい。



東京都公文書館所蔵「帝都改造計画要綱案」
上段：図2 「帝都改造計画要綱案」本文
下段：図3 同資料収録ファイルの表紙

2 都市計画東京地方委員会に関する基礎事項の確認

ここでは、当館が所蔵する「都市計画東京地方委員会文書」の位置づけを理解する前提として、都市計画地方委員会の制度や組織に焦点を絞り、基本的な枠組みを確認しておく。あわせて、都制施行以降の時期を中心に、都市計画東京地方委員会の事務局組織について、残された資料から確認できることを整理する。

(1) 内務省と都市計画地方委員会の関係

前述のとおり、大正8年制定の都市計画法では、都市計画の決定権限は国にあるとされており、中央集権的な性格が強い制度であった²⁷。この点は、都市計画地方委員会の機構からもうかがうことができる。

まず、都市計画委員会官制第1条の規定により、各地方委員会は内務大臣の監督に属するとされていた。また、官制第16条では会長の指揮を受け庶務を担う「幹事」を、同第17条では専任の「事務官」「技師」「書記」「技手」からなる各種職員をそれぞれ配置できると定められており、各地方委員会にはこれにより事務局が構成された。上記幹事の任命及び職員定数の決定は内務大臣が行うとされており、内務省の技師らが各地方委員会に配置される仕組みとなっていた。基本的に地方委員会で審議される議案の作成や取りまとめなども、内務省の官吏である事務局の職員が事実上管理する体制が構築されていた。

さらに、都市計画東京地方委員会については他の地方委員会と異なり、内務次官が会長を務めると規定されており、事務局組織も内務省内に置かれた。なお、関東大震災の発生を受け、震災復興のため大正12年（1923）9月に帝都復興院が設置されると、東京及び横浜の都市計画は同院が担うこととなった²⁸。だが、この体制は短期間にとどまり、翌年2月には帝都復興院を廃止し、内務省の外局となる復興局が新たに設置された。これにあわせ、内務大臣の監督に属し東京及び横浜の都市計画を扱う審議機関として特別都市計画委員会が設けられ、都市計画地方委員会に代わるものと位置付けられた²⁹。震災復興事業が終わり、昭和5年（1930）に再び都市計画東京地方委員会が設置されたものの³⁰、内務省直轄の体制は都制施行まで継続した。

(2) 都政施行以後の都市計画東京地方委員会

昭和18年（1943）7月1日、東京都制が施行され、東京府と東京市を廃し新たに東京都が設置された。また、このとき都市計画委員会官制も改められ、会長の資格を規定した第7条は「会長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ」となった。これにより、都市計画東京地方委員会の会長は内務次官から東京都長官に変更された³¹。

東京都制の施行は、戦時下における行政事務の簡素化と防空体制強化を意図した措置であった。そのため、専任の職員を配置していた都市計画東京地方委員会の事務局も統合の対象となり、東京都に事実上「吸収合併」³²される結果となった。以後、事務局に配属された職員は他の官職を兼務するかたちとなった。

昭和18年11月20日現在における東京都庁の人員構成をまとめた『東京都職員録』³³には都市計画東京地方委員会も収録対象に含まれており、この時点における組織構成が確認できる。次に挙げる表2は、都市計画委員会官制第17条で規定されている職員³⁴の氏名及び官名を上記職員録から抜き出したものである。

表2 都市計画東京地方委員会事務局職員の構成（昭和18年11月20日現在）

官名	氏名	兼官の表記	東京都庁における所属及び官名		備考
			所属	官名	
○庶務					
事務官	高橋登一		計画局都市計画課計画係	係長 事務官 兼	防衛局疎開第二課計画係長を兼任
事務官	飯塚主計		—	—	内務省国土局計画課理事官兼都市計画地方委員会事務官 ※「職員録」昭和18年7月1日現在
事務官	小泉勝治	東京都事務官	計画局都市計画課計画係	事務官	
地方主事	酒井孝三		計画局都市計画課計画係	属 兼都市計画東京地方委員会書記（地方主事）	
書記	中村鎮行		計画局都市計画課計画係	属 兼都市計画東京地方委員会書記	
書記	小野寺敏治		計画局都市計画課計画係	属 兼都市計画東京地方委員会書記	
書記	天野留義		計画局都市計画課計画係	属 兼都市計画東京地方委員会書記	
嘱託	大森正三				
雇					※15名（うち1名は「応召中」と表記）
○技術					
技師	太田謙吉		計画局都市計画課技術係	技師 兼	
技師	谷口成之		計画局都市計画課技術係	技師 兼	
技師	入江博	東京都技師	計画局都市計画課技術係	係長 技師	
技師	吉田安三郎		計画局都市計画課技術係	技師 兼	
技師	岩沢周一				※不明
技師	奥田教朝		計画局都市計画課技術係	技師	
技師	佐多直承	警視庁技師	—	—	警視庁警務部技師 ※「職員録」昭和18年7月1日現在
技手	高野寅蔵		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	佐藤武治		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	小林政之祐		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	猪山了吉		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	西村寿郎		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	大竹哲太郎		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	中沢民弥				※不明
技手	金井静二		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	森堯夫		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	堀江元彦		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	高橋敏郎		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	桐谷一雄		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	浮揚良一		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	
技手	小野信夫		計画局都市計画課技術係	技手 兼都市計画東京地方委員会技手	※「応召中」と表記
嘱託	久保田兵一				
嘱託	楠瀬正太郎				
雇					※22名（うち3名は「応召中」と表記）

※備考欄にある「職員録」は、『職員録 昭和18年7月1日現在』（内閣印刷局 昭和18年）をさす。

これにより、都市計画東京地方委員会事務局は「庶務」と「技術」の2部に分かれており、嘱託や雇を含めると、この段階で庶務には23名、技術には45名が配属されていたことがわかる³⁵。また、職員の多くは都庁や関連官庁と兼任していることも確認できる。表には確認が可能な範囲でそれぞれの兼任状況を整理した。

基本的に、職員の兼任先は東京都計画局都市計画課であった。この時点における都市計画課は計画係と技術係で構成されており、事務官及び書記は計画係、技師及び技手は技術係と、職員の兼任状況が委員会事務局における官名や配属とそれぞれ対応関係にあることもわかる。

また、このとき都市計画課長であった村瀬清は、都市計画東京地方委員会幹事を兼任しており³⁶、都市計画東京地方委員会事務局の指揮系統と都市計画課の組織も対応していた。なお、都との統合まで都市計画東京地方委員会技師の筆頭であった石川栄耀は、昭和18年10月12日付で計画局道路課長に転じている。翌19年10月10日付で計画局都市計画課長兼務を命じられ、20年11月13日付で都市計画課長専務となった³⁷。

終戦後、都市計画課で復興計画の策定が進められていた期間における東京地方委員会

事務局に関する資料は限られており、配属職員の氏名等を記録したものは現在確認できない。ただ、人的に都市計画課と関わりが深い状態が継続していたとみられる。

(3) 都市計画東京地方委員会事務局の人員規模

続いて、都市計画委員会官制の改正履歴及び内務省訓令を手掛かりに、都市計画東京地方委員会事務局の人員規模を確認する。先述のとおり、官制第17条では地方委員会に置くことのできる職員を規定しており、あわせてその定員も定められている。昭和18年以降に絞りその変遷をたどると次のようになる³⁸。

まず、昭和18年12月22日、全国の地方委員会職員合計の定員は463人以内から452人以内となり事務官以外の各職員が削減された³⁹。

次いで、昭和21年2月1日から、地方委員会職員の定員は合計361人以内に削減された⁴⁰。これにあわせ内務省は都市計画東京地方委員会に2月1日付で訓令第53号を令達し、上記改正定員のうち、都市計画東京地方委員会に配属される職員数は、事務官専任2人・技師専任4人・書記専任3人・技手専任9人とされた（図4）⁴¹。

昭和21年4月1日、職員の各官名が変更された⁴²。職員定数は同数のまま、事務官が地方事務官2級、技師が地方技官2級、書記が地方事務官3級、技手が地方技官3級と、それぞれ改められた。これにあわせ内務省は都市計画東京地方委員会に4月1日付で訓令第283号を令達し、同会職員の官名を改正した⁴³。定数はそのままであった。

昭和22年1月15日、職員定員の総数は385人以内に改められ増加に転じた⁴⁴。また、規定中、地方事務官と地方技官の区別がなくなった。これにあわせ内務省は都市計画東京地方委員会に1月15日付で訓令第134号を令達し、同会職員の定員を改正した。都市計画東京地方委員会の場合、人員の総数に変更はなく、2級官吏が6名、3級官吏が12名となった⁴⁵。

昭和24年6月1日付で官制第17条は削除され、都市計画地方委員会事務局は廃止となり以降は幹事のみとなった。会の名称も都市計画東京地方審議会と改められた⁴⁶。

以上、廃止に至るまでの都市計画東京地方委員会事務局定員の変遷を整理した。

表2のとおり、昭和18年11月20日現在の都市計画東京地方委員会配属職員は、兼官を含め事務官3人・技師7人・書記4人・技手14人であった。定員に関する戦時期の内務省訓令が確認できないため不明な部分もあるが、技師及び技手の配置は縮小傾向にあったものの、事務官及び書記は都制施行以降、定員に大きな変動がないことがわかる。

また、東京地方委員会で戦災復興計画の審議が始まる昭和21年以降、事務局廃止までの期間に限れば、配属職員の総数に変化がないことから、あくまで外形的な判断にとどまるが、事務局の事務処理能力はおおむね一定だったとみることができる。次に挙げる都市計画東京地方委員会文書との関わりでいうと、この間の文書事務も大きな変化はなかったと考えられるのである。

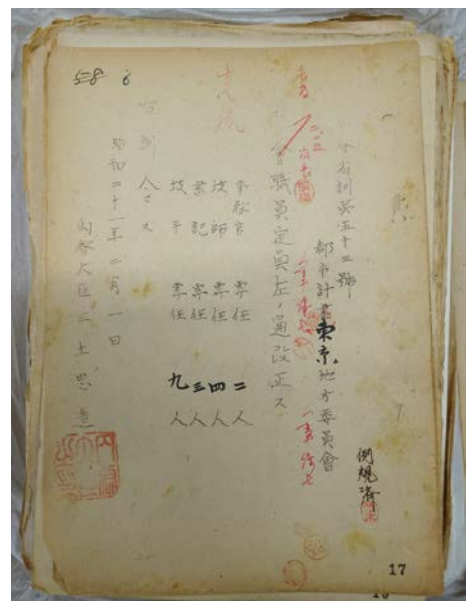


図4 内務省訓令の例
(昭和21年2月1日令達)

3 東京都公文書館所蔵「都市計画東京地方委員会文書」の概要

ここでは、当館所蔵の「都市計画東京地方委員会文書」がいかなる性格の文書で構成されており、どのようなことが読み取れるか、基本的な情報や資料としての特徴を整理する。

(1) 都市計画東京地方委員会の会議録

昭和5年（1930）、都市計画東京地方委員会が再び設置された際、最初に着手したことは、委員会議事規則の整備であった。

都市計画委員会官制の改正に先立つ昭和3年、都市計画法の適用区域に指定された八王子市の都市計画を審議するため東京府知事を会長とした「都市計画東京地方委員会」が設置され、同年3月15日に第1回委員会を開催した。その第1号議案が「都市計画東京地方委員会議事規則」であり、原案通り可決となった⁴⁷。次いで、昭和5年に上述の官制改正を経て発足した都市計画東京地方委員会でも昭和3年議定の議事規則を引き継ぎ、昭和5年8月1日開催の第1回委員会において一部修正のうえ可決した⁴⁸。

同規則の第18条では会議録の作成を規定しており、「議長ハ議事録又ハ速記録ヲ製シ会議ノ顛末及出席委員及臨時委員ノ氏名ヲ記載セシム」とある。実際に、昭和3年から昭和18年3月までに開催した会議については、『都市計画東京地方委員会議事速記録』の書名で会議録が刊行されている。この会議録は第1号から第17号までの計17冊で構成され、大部分が国立国会図書館デジタルコレクションにて閲覧できるほか、後ほど紹介する当館所蔵の内田祥三関係資料でも一部の巻号を確認することができる⁴⁹。

これらにより、東京府知事が会長を務めていた時期も含め、少なくとも昭和18年3月25日に開催した第39回委員会までに關しては、それぞれ会議内容の詳細を知ることが可能である。当該期の東京地方委員会に関する基礎的資料といえる。

ところが、第40回委員会以降は上記議事速記録の刊行が確認できず、また当館所蔵の公開資料の中にも会議録等は含まれていないため、各回の議事日程をはじめ、会議開催日や委員会の委員構成といった基本事項に至るまで詳細を容易に確かめることができない。したがって、終戦直後に審議された戦災復興に関わる都市計画については、いつどのような議案が扱われ、どのような議論がおこなわれたか、議事速記録が刊行されていた戦前期に比べると実態の解明が相対的に困難であるといわざるをえないのである。

(2) 内田祥三関係資料に含まれる都市計画東京地方委員会資料

以上の課題について、当館が所蔵する以下の資料群は、現状において限定的ながらも都市計画東京地方委員会における審議内容を探るうえで有用となる。これは当館所蔵資料の中でひとつにまとめたかたちで保存されているわけではなく、複数にわかれており、資料の性質から（1）都市計画東京地方委員会事務局の業務文書と、（2）内田祥三関係資料に含まれる都市計画東京地方委員会の会議資料とに、大別することができる。このうち前者に関しては次項で詳述するため、ここでは後者の概要を確認しておく。

現在、当館には、内田祥三の遺族より寄贈された資料があり、「内田祥三関係資料（内田文庫）」として公開している⁵⁰。その中には、都市計画東京地方委員会の委員に任命されていた時期の会議資料や前述の議事速記録が含まれている。内田が委員であった期間は、昭和11年（1936）3月7日⁵¹から昭和22年3月18日⁵²にかけてであり、第20回から第49回委員会までとなる。後述する常務委員会や特別委員会の委員に指名されることがあり、それらの各会議にも関与していた。

内田祥三関係資料に含まれる都市計画東京地方委員会資料の多くは、これらの会議における配布資料であり、図面等も含めファイルに綴じた状態で保存されているものもある（図5）。一部欠落はあるが、会議資料には、委員会の開催通知、審議事項を記した議事日程、議席表などが含まれているため（図6）、第40回から第49回委員会までについては、どのような委員構成により、いかなる議案をいつ審議したか、概要の把握も可能である⁵³。

そのほか、内田による書き込みがみられる資料や、メモが添付されているものがある（図7）。事務局が資料配布で用いた封筒もそのまま残されており、その一部は図面の収納に転用されている（図6左）。これらの封筒は青図や地図を裏紙に再利用しており、物資不足であった当時の窮状を伝える「史料」ともなっている（図8）。

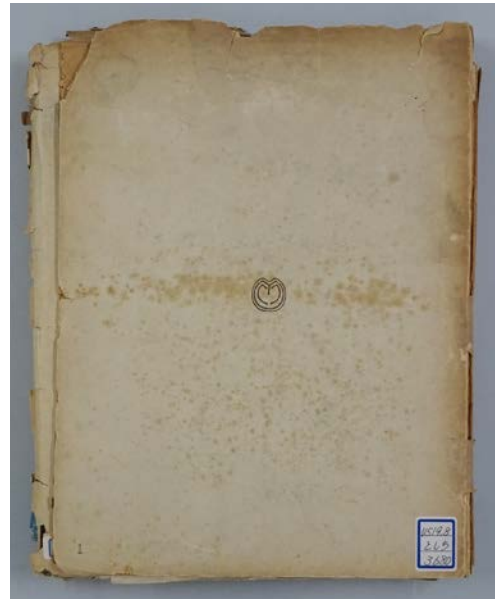


図5 内田祥三関係資料に含まれる戦後最初の都市計画東京地方委員会資料

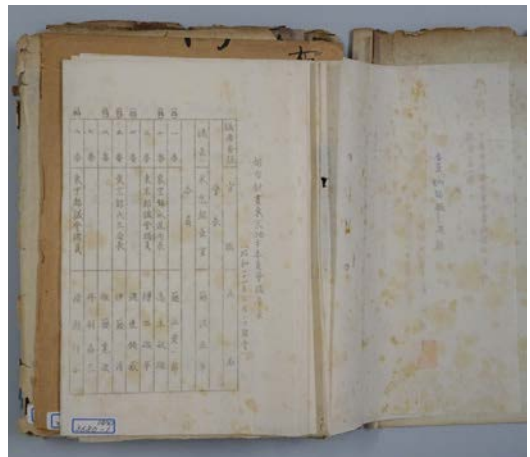
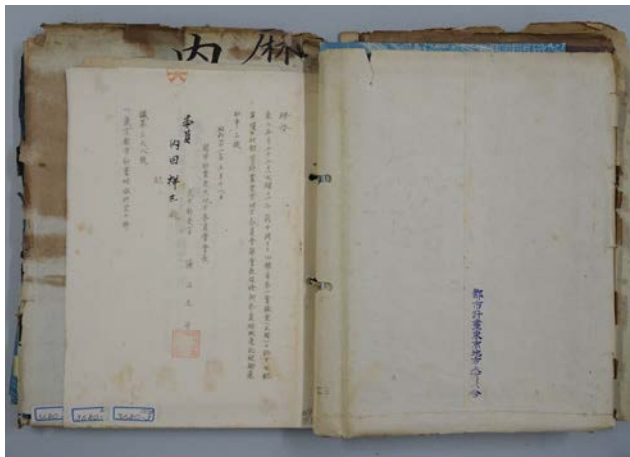


図6 都市計画東京地方委員会 会議開催通知（左）委員議席表（右）

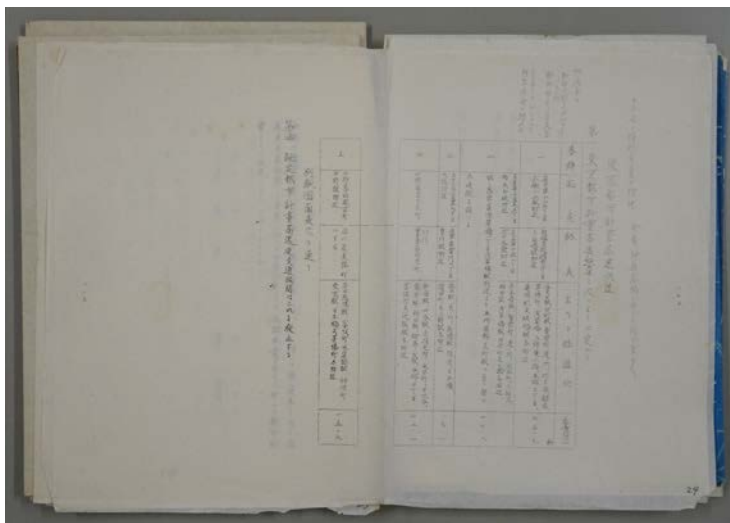


図7 書き込みが確認できる資料
（東京復興都市計画高速鉄道決定の審議資料）

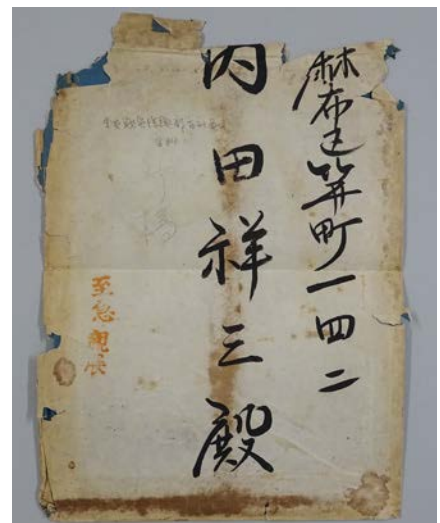


図8 会議資料の発送にあたり青図を再利用した封筒

なお、都市計画東京地方委員会の委員配布資料と考えられる上記資料のうち、戦後に開催した会議資料が含まれているものを一覧で示すと表3のとおりになる。内田祥三関係資料には現在、東京の戦災復興に関わる図面類が、下記資料のほか単体でいくつか所蔵登録されてものもあるが、紙幅の関係上、本表では省略した。

表3 内田祥三関係資料に含まれる都市計画東京地方委員会会議資料（戦後のもの）

	請求番号	目録上の資料名	関係する委員会の回次
1	U519.8-としち-3680	都市計画東京地方委員会（資料）	43,44,45,46
2	U519.8-とち-441	東京戦災復興都市計画（資料Ⅰ） 昭和21年8月12日	47
3	U519.8-とち-442	東京戦災復興都市計画（資料Ⅱ） 昭和21年11月14日資料	48
4	U318.8-とち-443	戦災復興・都市計画東京地方委員会会議録 昭和21年8月16日	47,49
5	U519.8-とち-1520	都市計画東京地方委員会（資料）	49

各資料の請求番号のうち、末尾の数字は資料の受入順序を示しており書庫内の排列順序と対応している。一方、先頭のUを除く数字は、受け入れにあたり日本十進分類法新訂7版に基づき付与した分類記号を意味している⁵⁴。受け入れにあわせて当館がかつて作成した冊子目録『内田祥三資料目録』では、この分類記号により整序したうえで各資料を排列しているため、一部例外はあるものの、関連しあう資料をまとめて把握する際に有益である。

なお、表中4番目の資料では名称に「会議録」とあるが、議事速記録ないしこれに類した記録物は一切含まれておらず、他と同様、会議資料で構成されている。

(3) 東京都公文書館所蔵「都市計画東京地方委員会文書」

内田祥三関係資料に含まれる都市計画東京地方委員会資料は、以上のとおり、内田が都市計画東京地方委員会委員としての立場で入手した諸資料で構成される。これに対して、もう一方の資料群は、都制施行以降の都市計画東京地方委員会事務局の業務文書で構成されている。本稿では、便宜上これを「都市計画東京地方委員会文書」と表記する。

当館が所蔵する都市計画東京地方委員会文書は、いずれも「東京都文書」に含まれている。東京都文書とは、当館所蔵資料のうち、「昭和18年7月1日都制施行から現在までの引継文書」⁵⁵をさしており、当館が提供する「情報検索システム」では、文書1件単位で目録情報を公開している。

しかしながら、都市計画東京地方委員会はすでにみたとおり都市計画委員会官制を設置根拠としており、実際の人員構成は都の都市計画課と重複するものの、これらの文書が作成された当時は、東京都とは別個の組織であった。そのことは各文書で使用している回議用紙によく表れている。

次に挙げる図9は都市計画東京地方委員会文書に含まれているひとつであり、都市計画法の規定に基づき委員会の審議結果を主務大臣に報告するため昭和22年5月に起案した文書である⁵⁶。その用紙には「都市計画東京地方委員会」と印刷された専用の回議用紙を使用している。一方、やや時期は異なるが、東京都文書の一例として示したのが図10である。これは昭和20年9月に東京都計画局庶務課で起案された文書であり、その用紙には東京都と印刷された回議用紙が使われている⁵⁷。当該期の典型的な都の文書であるといえる。



図9 都市計画東京地方委員会文書の事例
(都市計画東京地方委員会専用回議用紙)

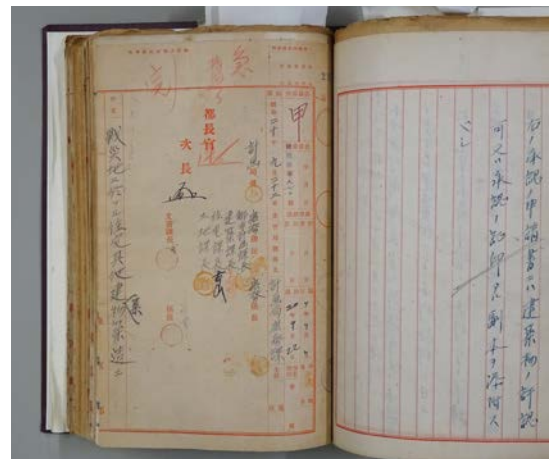


図10 東京都計画局文書の事例
(東京都回議用紙)

このように、それぞれ異なる様式の内紙を用いているが、先述のとおり都制施行以降、都市計画東京地方委員会事務局は東京都計画局都市計画課と一体化しており、図9の文書も実際は同課職員により処理されている。詳細は省略するが、この文書の決定者に相当する幹事の欄に署名をしているのは石川栄耀である⁵⁸。また、その下には関与者として「塩沢係長」すなわち都市計画課技術係長であった塩沢弘⁵⁹の押印が確認できる。

ところで、この時期の東京都文書には、都以外の回議用紙を流用しているものがときおり含まれている。図11はその一例であり、東京の都市計画事業に関する事項について昭和19年1月に計画局都市計画課が起案した文書である⁶⁰。その用紙には、東京市がかつて使用していた回議用紙を流用している。本件は東京都次長決裁事項とされているため、決裁欄も市長や助役と印字されている箇所を抹消して都の機構にあわせた形式に手書きで改められている。

都市計画東京地方委員会が処理した文書でも、図12のとおり類似の事例がみられ、こちらは東京都の回議用紙を修正のうえ使用していることがわかる⁶¹。このように、都市計画東京地方委員会文書は、あくまで東京都文書とは異なる文書として処理されたもので構成されているのである。

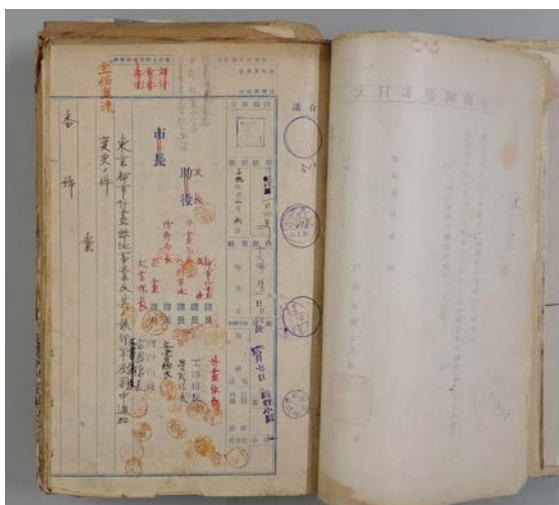


図11 東京市の回議用紙を流用した
東京都文書の事例

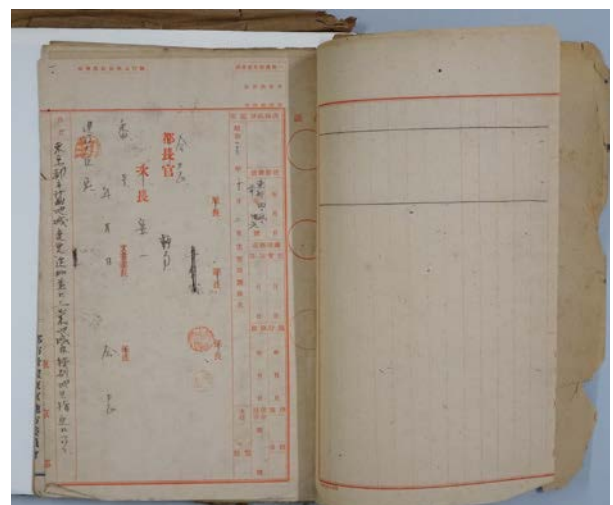


図12 東京都の回議用紙を流用した
都市計画東京地方委員会文書の事例

(4) 「都市計画東京地方委員会文書」の簿冊情報

都市計画東京地方委員会文書はいずれも簿冊に綴じられた状態で保存されており、原則として各文書の請求番号も同一簿冊であれば同一の番号を付与している。表4は、都市計画東京地方委員会文書を簿冊単位で整理したものであり、それぞれ収録されている文書の請求番号を併記した。また、当館の情報検索システムでは東京都文書について簿冊単位の目録情報を提供していないため、簿冊の表紙から読み取れる情報も参考として記述をした。

なお、都市計画東京地方委員会文書は、当館で引き継いだ時期の違いにより、書庫内で2か所に分散している。請求番号の表記形式が一貫していないのは、主として以上の理由による。ちなみに、請求番号が「コ409」ないし「コ410」ではじまる各文書は平成18年(2006)、同じく「663」ではじまる文書は平成20年(2008)に引き継いだ。いずれも都市整備局からの引継文書である。

先に触れたとおり、昭和24年6月1日付で都市計画地方委員会は都市計画審議会に改称され、専任職員の規定も廃止となった。表4には、当館が所蔵する都市計画東京地方委員会文書とあわせて引き継がれた都市計画東京地方審議会関連文書の簿冊情報も参考として記載している。7番目までが都市計画東京地方委員会文書であり、9番目以降は都市計画東京地方審議会関連事務で都市計画課が作成した東京都文書となる⁶²。

委員会で扱われた議案のうち審議に先立ち調査が必要と判断された場合、都市計画東京地方委員会議事規則に基づき当該議案に関する特別委員会が設置されることがある⁶³。その記録や関連文書については、当該議案を審議した会議の文書が含まれている簿冊にそれぞれ合綴されているが、表の8番目で示した簿冊のみ特別委員会の記録を単独でまとめた内容となっている⁶⁴。

表4 都市計画東京地方委員会文書簿冊情報一覧

	文書年度	請求番号	簿冊の表紙に記載された情報	関係する委員会回数
1	昭和21年	663.C1.12	昭和二十一年度 復興都市計画街路関係綴 (其ノ1) 都市計画課事務係	43,44,46
2	昭和21年	コ409.01.06	昭和二十一年五月二十二日 昭和二十一年六月二十日 本会議関係書類 天野事務官	45,46
3	昭和22年	コ409.01.04	昭和二十二年自一月至十一月 都市計画関係綴 都市計画課	49,50,51,52
4	昭和22年	コ409.01.07	昭和二十二年一月三十一日 昭和二十二年十一月 本会議関係書類 天野事務官	49,50,51,52
5	昭和23年	コ410.02.02	昭和二十三年自一月至八月 都市計画関係綴 都市計画課	53
6	昭和23年	コ410.02.03	昭和二十三年自九月 都市計画関係綴 都市計画課	54
7	昭和24年	コ410.02.01	昭和二十四年三月 都市計画関係綴 都市計画課	55
8	昭和25年	コ409.01.08	議案四〇八号(下水) 都市計画綴 特別委員会	—
9	昭和25年	コ409.01.05	昭和二十五年六月十九日 58回 都市計画関係綴 都市計画課	58
10	昭和25年	663.C2.02	昭和二十五年十月三十日 都市計画関係綴 (第五十九回)	59
11	昭和26年	663.C2.10	※表紙欠 (第六十三回 昭二六・十一・三〇)	63
12	昭和27年	663.C2.03	昭和二十七年三月十日 64回 都市計画関係綴	64
13	昭和27年	663.C2.04	昭和二十七年三月二十八日 65回 都市計画関係綴 ※非公開文書	65
14	昭和27年	663.C2.05	昭和二十七年五月十六日 (66) 都市計画関係綴	66

(5) 「都市計画東京地方委員会文書」の資料構成及び特色

次に、表4の1番から7番目までに記載した簿冊、すなわち都市計画東京地方委員会文書が綴じられている簿冊に焦点を絞り、いくつかの具体的な事例を通じて、各簿冊の構成や収録文書の特徴などを確認する。

これらの簿冊は基本的に同系統のつくりとなっており、詳細は後述するが都市計画東京地方委員会の担当者と推測される事務官名が表紙に記載された2番目及び4番目の簿冊を除くと、いずれも都市計画東京地方委員会の会議開催ごとに規則的に作成する起案文書が収録されている。それらを分類すると、(1) 委員会で実際に審議する議案の確定、(2) 会議開催の決定及び開催の委員通知、(3) 主務大臣に対する会議結果の報告、以上の各起案文書に整理することができる。基本的にこれらの文書は開催会議ごとに一連の文書としてまとめられている。

また、以上の起案文書とあわせて、各回次で審議した議案の本文、委員名簿にあたる会議の議席表、審議事項を列記した議事日程などが綴じられている。これらは、実際に委員会の委員に配布した会議資料であり、図面が用いられる議案ではそれらも残されている。ただし、会議資料に関しては欠落している場合があり、編綴の順序にも若干のばらつきがみられる。

以上の点を具体的な事例に即して整理すると、おおよそ次のようになる。取り上げる文書の撮影画像も並べてその特徴を確認する。

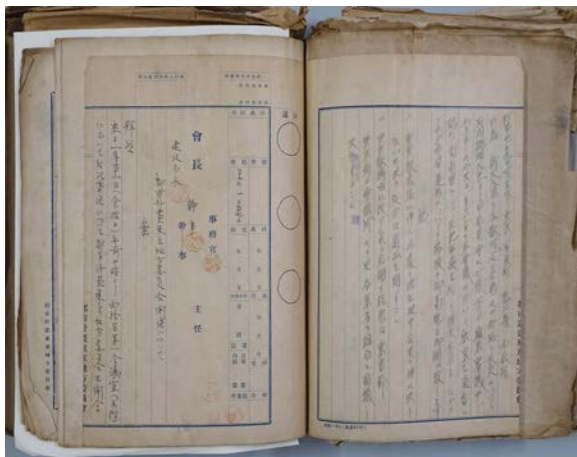


図13 都市計画東京地方委員会
第49回委員会開催通知の起案

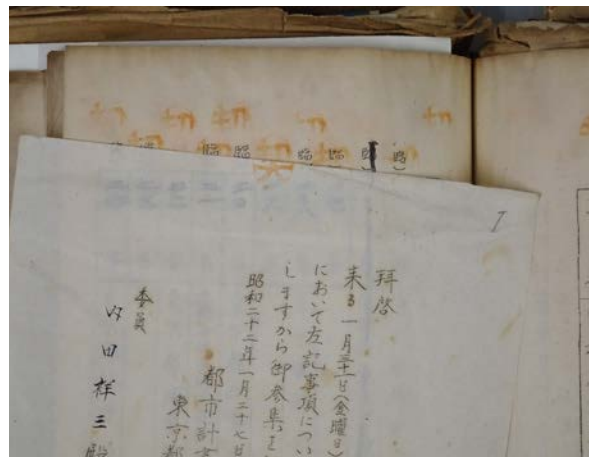


図14 開催通知状の割印
(内田祥三関係文書との対応関係がわかる)

まず、図13だが、これは表4で3番目に示した簿冊に含まれており、昭和22年1月31日におこなわれた第49回都市計画東京地方委員会の開催通知の起案文書である⁶⁵。文書には通知状の原案とともに、通知の宛先一覧として使用した委員会の委員名簿が添付されている。この名簿には、会議配布資料でもある委員の議席表を流用している場合が多い。

一方、先ほど紹介した図6でも確認できるが、委員に送付された会議の開催通知状には割印が押されている。図14では参考として、表3の5番目に記載した内田祥三関係資料に含まれる第49回委員会の通知状で確認できる割印と上記委員名簿の印が対応することを示した。



図 15 議案に添付された図面
(東京特別都市計画緑地地域指定図)

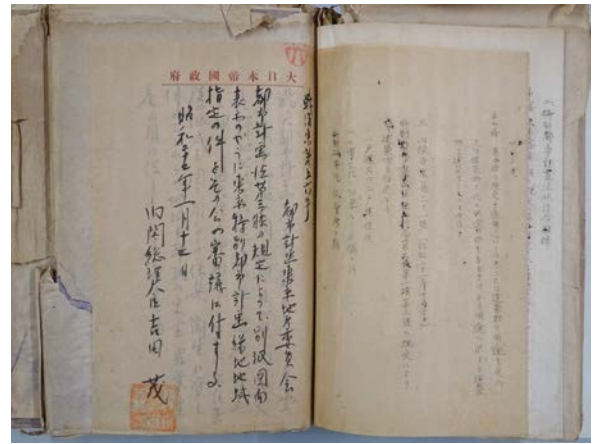


図 16 戦災復興院による付議文書
(東京特別都市計画緑地地域指定の件)

図 15 は、第 49 回委員会で審議された付議事項のひとつである東京特別都市計画緑地地域指定の議案に付された図面である⁶⁶。この事例では主務大臣に会議結果を報告する起案文書に議案が添付されており、委員に配布したものと同じ会議資料が一式確認できる⁶⁷。なお、各議案は主務大臣が都市計画地方委員会に付議する形式をとるため、主務官庁による文書が議案に付されている場合がある。図 16 は、東京特別都市計画緑地地域指定の付議文書であり「大日本帝国政府」の用紙が使われている。

一方、開催通知の起案の次には、委員会審議事項決定の起案文書があり⁶⁸、図 17 で示したとおり、会議中に読み上げる原稿が綴じられている。ここからは事務局が用意した議事進行の流れが確認できる。

また、緑地地域指定は第 49 回委員会で議決せず、特別委員会に調査を付託するとされた。これにより内田祥三ら 9 名が特別委員に指名されるのだが、原稿には指名委員の氏名がすでに記されており、付託が会議開催前から予定されていたものであったことがわかる。

こうした原稿類は他の回次でも確認できる。議案に関する説明用とみられる資料文書が添付されている場合もあり⁶⁹、会議内容を理解するための重要な手掛かりを残している。当然ながら実際の議事進行と原稿の内容が異なる場合も十分ありうるが、少なくとも各議案に対する事務局側の「意図」をこれらの資料からは読み取ることができるのである。



図 17 第 49 回委員会の朗読原稿
(第 49 回委員会開催通知文書に添付)

都市計画東京地方委員会文書の簿冊は、基本的に以上のような構成となっている⁷⁰。先に挙げた緑地地域指定のように特別委員会に付託されると、その関連文書がさらに続くこともあるが、回次ごとに文書はまとめられている。前掲表4では各簿冊に収録された文書と対応する委員会の開催回次をあわせて表記した。

ここからもわかるとおり、戦災復興都市計画の審議が始まった初期の会議では記録がない回次が一部みられるものの、それ以外に関しては各回とも同種の起案文書及び添付資料が含まれているため、これによりそれぞれ会議の概要を確認することができる。また、文書が残されていない回次も、すべて内田祥三の委員在任期間にあたるため、同関係資料にある会議配布諸資料により把握が可能である。次に挙げる表5は、以上の各文書及び資料を用いて、委員会の開催状況や審議された議案を一覧に整理した。

ところで、都市計画東京地方委員会文書を編綴した簿冊のうち表4の2番目と4番目に挙げた2点に関しては、ここまでにみてきた事例とは明らかに簿冊のつくりが異なる。起案文書が一切含まれておらず、議案など会議の配布資料や原稿類で構成されている。表紙には「天野事務官」と記されている（図18）。これは、表2で都市計画東京地方委員会書記と確認できる天野留義を指すものと推定される⁷¹。

天野は、昭和8年（1933）に内務省入省、静岡県を経て東京地方委員会に配属され、「都制が布かれると同時に計画局都市計画課に入り終始都市計画に取組んだ」という⁷²。終戦時の正確な所属を示す資料は現在把握できないが、都市計画課や都市計画東京地方委員会の文書で押印が散見される人物であり、図11や図13など重要文書では起案者欄で押印が確認できる。都市計画課の文書事務を支えていた一人とみられる⁷³。

これらの簿冊は、基本的に同時期の都市計画東京地方委員会文書を収録した簿冊と、起案文書を除けば、ほぼ同じ資料で構成されている。会議の出欠記録や、担当者によるとみられる書き込み、特別委員会関連の資料などが含まれており、都市計画東京地方委員会における議事運営担当者の業務資料をまとめたものであると考えられる。昭和21年度分の記録を収めた簿冊では、都市計画東京地方委員会文書を収録した簿冊に含まれていない回次の会議記録があるため、都市計画東京地方委員会文書を補完する資料とみることができる。

なお、事務官名が表紙に記載された簿冊の所蔵は昭和22年の会議記録までであり、これ以降の分については同種の簿冊を確認できない⁷⁴。関連は不明だが、当初、都市計画東京地方委員会文書を編綴した簿冊は年度単位で作成されているのに対し、昭和23年以降は会議の回次ごとに一冊ずつ簿冊が作られるようになる。いいかえると、上記の事例で詳述した一連の文書で区切り、個々に簿冊が分けられているのである。今後さらに分析を重ねる必要があるが、昭和23年の段階で文書の整理方法に何らかの変化が生じた可能性がある。

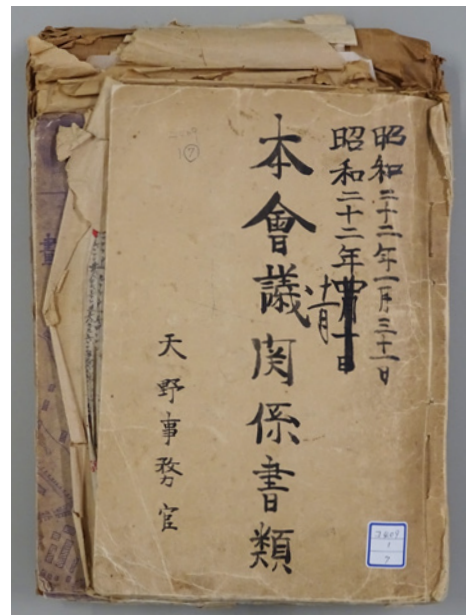


図18 表紙に「天野事務官」と記された都市計画東京地方委員会の業務ファイル

都市計画東京地方委員会としては事実上最後となった昭和24年3月31日開催の第55回委員会に関する文書を収録した簿冊には、「常務委員会」の再開を提案する旨が記載された原稿が含まれている⁷⁵。常務委員会とは、都市計画委員会官制第15条により、委任を受けた少数委員のみで審議する制度であったが、戦時下の行政簡素化により委員定数が抑制され地方委員会全体の規模が縮小した結果、停止していた。上記原稿によると、復興計画の大半がすでに審議を終え、その後の審議は軽微な内容が中心となることを再開の理由に挙げている。第56回以降の会議に関しては、回次によって記録類が一切残されていないものもあり、詳細の解明になお課題が残るものの、官制改正による制度自体の変更も重なることから、都市計画東京地方委員会及び現存する同会文書については、この時点を境にひとつの区切りをつけることができると思われる。

表5 都市計画東京地方委員会付議事項一覧

日付	回次	備考	番号	議案名	収録資料の請求番号
昭和21年3月2日	43		362	東京復興都市計画街路決定ノ件	U519.8-としち-3680
昭和21年3月28日	44		363	東京復興都市計画街路追加決定ノ件	U519.8-としち-3680
			364	東京復興都市計画緑地決定ノ件	U519.8-としち-3680
			365	東京復興都市計画土地区画整理決定ノ件	U519.8-としち-3680
			366	八王子復興都市計画街路及土地区画整理決定ノ件	U519.8-としち-3680
			367	立川都市計画街路事業及其ノ執行年度割決定ノ件	U519.8-としち-3680
昭和21年5月22日	45	46で決定	368	東京都市計画地域指定の件	コ409.01.06
昭和21年6月20日	46		369	東京都市計画街路中追加決定の件(駅附近広場及街路)	663. C1. 12
昭和21年8月16日	47		370	東京復興都市計画公園決定の件	U318.8-としち-443
		48で決定	371	東京復興都市計画街路変更追加の件	U318.8-としち-443
		48で決定	372	東京復興都市計画高速鉄道決定の件	U519.8-としち-441
			373	東京都市計画防火地区指定の件	U318.8-としち-443
			374	東京都市計画区域内における特別地区決定の件	U318.8-としち-443
			375	東京都市街路照明基準決定の件	U318.8-としち-443
			376	八王子復興都市計画緑地及び公園決定の件	U318.8-としち-443
			377	八王子都市計画地域指定の件	U318.8-としち-443
昭和21年11月14日	48	49で決定	378	東京復興都市計画街路中変更追加決定について	U519.8-としち-442
			379	東京復興都市計画街路上工作物及び地下埋設物整理方針決定について	U519.8-としち-442
昭和22年1月31日	49		380	東京復興都市計画土地区画整理追加について	コ409.01.04
			381	東京特別都市計画事業復興土地区画整理及びその執行年度割の決定について	コ409.01.04
		50で決定	382	東京特別都市計画緑地地域指定について	コ409.01.04
			383	八王子特別都市計画事業復興土地区画整理及びその執行年度割の決定について	コ409.01.04
			384	八王子都市計画区域内における特別地区決定について	コ409.01.07
昭和22年4月10日	50		385	東京都市計画区域内における特別地区追加変更について	コ409.01.04
昭和22年4月26日	51		386	東京市区改正新設計公園の部中変更について	コ409.01.04
昭和22年11月7日	52		387	東京復興都市計画街路中変更について	コ409.01.04
			388	東京特別都市計画駅附近広場及び街路事業並びにその執行年度決定について	コ409.01.04
			389	東京復興都市計画土地区画整理区域変更について	コ409.01.04
			390	東京特別都市計画事業復興土地区画整理及びその執行年度割決定について	コ409.01.04
			391	東京特別都市計画街路事業及びその執行年度決定について	コ409.01.04
			392	東京特別都市計画運河、河川、河川埋立及び高潮防禦施設決定について	コ409.01.04
			393	東京都市計画公園中変更について	コ409.01.04
			394	東京復興都市計画公園中変更について	コ409.01.04
			395	東京復興都市計画緑地中変更について	コ409.01.04
			396	立川都市計画街路中一部変更について	コ409.01.04
			397	立川都市計画街路事業及びその執行年度決定について	コ409.01.04
昭和23年8月18日	53	54で決定	398	東京都市計画地域変更追加並に工業地域内特別地区指定について	コ410.02.02
		54で決定	399	東京都市計画街路中一部変更について	コ410.02.02
			400	東京特別都市計画河川埋立追加について	コ410.02.02
			401	東京特別都市計画事業復興土地区画整理追加について	コ410.02.02
		54で決定	402	東京特別都市計画公園中追加決定について	コ410.02.02
			403	八王子復興都市計画街路変更について	コ410.02.02
			404	立川都市計画地域変更について	コ410.02.02

日付	回次	備考	番号	議案名	収録資料の請求番号
			405	立川都市計画火葬場決定について	コ410.02.02
			406	立川都市計画拜島土地区画整理廃止について	コ410.02.02
			407	武蔵野都市計画街路及同広場追加変更並に都市計画街路事業及び同広場事業決定について	コ410.02.02
昭和23年9月30日	54		—		コ410.02.03
昭和24年3月31日	55	58で決定	408	東京特別都市計画下水道決定について	コ410.02.01
			409	東京都市計画地域中変更及び追加決定について	コ410.02.01
			410	東京特別都市計画緑地地域中変更及び追加決定について	コ410.02.01
			411	東京復興都市計画街路中変更及び追加決定について	コ410.02.01
			412	東京特別都市計画駅附近広場及び街路事業並びにその執行年度割決定について	コ410.02.01
			413	東京特別都市計画連絡街路事業及びその執行年度割決定について	コ410.02.01
			414	東京復興都市計画公園追加及び同特別都市計画公園事業並びにその執行年度割決定について	コ410.02.01
			415	東京都市計画防火地区追加指定について	コ410.02.01
			416	東京復興都市計画土地区画整理中追加並びに同特別都市計画事業復興土地区画整理及びその執行年度割追加決定について	コ410.02.01
			417	八王子復興都市計画緑地及び公園追加及び同特別都市計画公園事業並びにその執行年度割決定について	コ410.02.01
			418	武蔵野都市計画広場事業執行年度割変更について	コ410.02.01

※収録資料欄について、都市計画東京地方委員会文書で議案が確認できないものは、内田祥三関係資料に含まれる会議資料の請求番号を表記した。

おわりに

本稿では、当館が所蔵する都市計画東京地方委員会文書の基礎的な情報を整理した。

上記の資料に関しては、これまで一部の文書や議案などが単独で個別に取り上げられる傾向が強く、その資料価値は認められていたものの、文書群全体の理解を深めるには至らず、全容の解明は必ずしも十分ではなかったといえる。

本稿では、現存する都市計画東京地方委員会の各文書や関連資料を組み合わせることにより、少なくとも戦災復興に関する審議に関しては、会議の開催日時、委員構成、扱われた議案など基本的な事項を体系的にたどれることがわかった。それゆえ、これらの資料は、個々の文書を単独で参照するだけにとどまらず、戦災復興期の都市計画東京地方委員会に関わるひとつのまとまりを持った資料群として対象化することも可能である。本稿では、その手掛かりを示した。

また、当館所蔵の都市計画東京地方委員会文書は東京の戦災復興都市計画に対する理解を深めるにあたり有益な資料であることをあらためて確認することができた。戦災復興計画が審議された時期における都市計画東京地方委員会に関しては、資料上の制約があり実態の把握には困難をとまなう。そのため、当館が所蔵する上記資料群は、都市計画東京地方委員会の動向を知るうえで基本となる数少ない資料のひとつであるといえる。同委員会の事務に携わった立場からのものとなるが、ここには実際に会議で使用した資料が含まれている。現状において、これらは当該期の審議内容に迫る重要な記録であると捉えることができる。

1 『都民と都政の歩み——東京20年』（東京都 昭和40年）p.418、『東京都政五十年史』事業史Ⅰ（東京都 平成6年）pp.37-38

2 『都史資料集成Ⅱ』第4巻（東京都 令和3年）収録、国立公文書館所蔵「戦災地復興計画基本方針」（請求番号：類02950100）

3 前掲『都民と都政の歩み』pp.419-420

4 昭和20年8月の段階ですでに復興計画の立案に着手していると東京都計画局長が新聞の取材に応じている（『東京百年史』第6巻（東京都 昭和47年）p.152）

5 前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、東京都公文書館所蔵東京都文書「【防衛】事業説明資料提出ノ件」（請求番号：

325. G1.13)

- 6 建設省編『戦災復興誌』第1巻（都市計画協会 昭和34年）p.43
- 7 前掲『都民と都政の歩み』pp.418、前掲『東京都政五十年史』事業史Ⅰ p.38
- 8 「帝都復興計画要綱案」、前掲『都民と都政の歩み』pp.777-780。本要綱案は東京の戦災復興計画の「マスタープラン」とも評されている（越沢明『東京の都市計画』（岩波書店 平成3年）p.203）。
- 9 前掲『東京都政五十年史』事業史Ⅰ p.38。『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、後藤・安田記念東京都史研究所市政専門図書館所蔵『東京復興都市計画概要』（東京都建設局都市計画課 昭和21年11月）も参照
- 10 東京都都市づくり通史編さん委員会編『東京都都市づくり通史』（東京都都市づくり公社 令和元年）p.47
- 11 中島直人・西成典久・初田香成・佐野浩祥・津々見崇『都市計画家石川栄耀——都市探求の軌跡』（鹿島出版会 平成21年）pp.200-201
- 12 戦災復興院計画課編『特別都市計画関係法規集』（都市計画協会 昭和21年）p.33
- 13 本稿で取り上げる都市計画委員会官制の規定については、国立国会図書館「日本法令索引」で改正履歴を確認のうえ官報を参照した。
- 14 このうち、都市計画中央委員会は昭和16年に廃止された。地方委員会で議決した事項を検討するとされていたが、実際に審議された事例は少なかった（渡辺俊一『「都市計画」の誕生——国際比較からみた日本近代都市計画』（柏書房 平成5年）pp.272-274、石田頼房『日本近代都市計画の展開——1868-2003』（自治体研究社 平成16年）pp.87-88）。
- 15 当初、都市計画地方委員会は都市計画適用市ごとに置かれていたが、大正11年より各府県に設置されるよう改められた。
- 16 石川栄耀「私の都市計画史」、石川栄耀博士生誕百年記念事業実行委員会編『石川栄耀都市計画論集』（日本都市計画学会 平成5年）pp.56-57
- 17 前掲『東京都政五十年史』事業史Ⅰ p.39
- 18 前掲『都民と都政の歩み』p.422
- 19 『都史資料集成』第12巻（東京都 平成24年）収録、東京都公文書館所蔵東京都文書「【防衛】地方長官会議説明資料提出方ノ件」（請求番号：325. G1.13）
- 20 前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、「帝都改造委員会規程」（『東京都公報』昭和20年3月8日登載、東京都訓令甲第22号）
- 21 東京都議会議会局法制部編『東京都議会史』第1巻（東京都議会議会局 昭和26年）pp.383-387
- 22 国立国会図書館憲政資料室所蔵浅沼稻次郎関係文書「帝都改造計画要綱案」（分類番号414）。本資料を取り上げたものとして、源川真希『東京市政——首都の近現代史』（日本経済評論社 平成19年）がある（pp.208-209）。
- 23 名簿記載の委員及び幹事は以下のとおりである（各氏名に付した丸括弧内には名簿に表記されている官職名等をそのまま記載した）。なお、名簿には「順序不同」と記されている。
 会 長 西尾寿三（東京都長官）
 副会長 児玉九一（東京都次長）
 委 員 大橋武夫（内務省国土局計画課長）／岩沢忠泰（同道路課長）／井上新二（防空総本部建築課長）／吉川覚（同疎開課長）／上田昌雄（陸軍省兵務局防衛課長）／藤井真透（海軍省施設本部第二部長）／鈴木琢二（軍需省防衛第一課長）／稲留勝彦（東部軍管区参謀）／生悦住求馬（東京都教育局長）／並川義隆（同経済局長）／山本亨（同計画局長）／水池亮（同防衛局長）／山内逸造（同交通局長）／林清（同港湾局長）／村山道雄（地方参事官）／鈴木雅次（内務技監）／古谷芳雄（厚生省厚生科学部技師）／館稔（厚生省人口民族部研究官）／田中広太郎（東京市政調査会専務理事）／船田中（東京商工経済会理事長）／高田保馬（国土計画研究所長）／浜田稔（東京帝国大学教授）／高山英華（同助教授）／諸井貫一（同講師）／榎木寛之（同）／田辺平学（東京工業大学教授）／奥井復太郎（慶応義塾大学教授）／北村徳太郎（内務省嘱託）／大沢梅次郎（東京都議会議長）／林連（同副議長）／匣磋胤次（同議員）／山口久太郎（同）／浅沼稻次郎（同）／弘中暁（同）／佐久間一郎（中島飛行機株式会社）
 幹 事 石川栄耀（常任）（東京都計画局都市計画課長）／奥田茂（常任）（同庶務課長）／高橋登一（常任）（東京都事務官）／井下清（東京都計画局公園緑地課長）／瀧尾達也（同河川課長）／高橋猛雄（同防衛工事課長）／村瀬清（同防衛局建物疎開課長）／石井桂（同建築課長）／太田謙吉（東京都技師）／谷口成之（同）／星野一雄（同）／奥田教朝（同）
- 24 越沢明「石川栄耀と戦前の東京都市計画」『都市計画』42巻2号（平成5年）。本論文において越沢氏はこの資料が木村英夫から提供されたものであると記している。木村は、昭和20年4月当時、防空総本部技師として内務省防空総本部総務局疎開課に所属していた（「年譜」、木村英夫先生を囲む会編『頌徳誌——木村英夫先生の業績と思い出』（昭和61年）p.2）。平成11年に実施されたインタビュー記事によると、防空総本部での業務は「終戦まで建物疎開の都市計画決定、実施促進におわれた」という（「上原敬二賞受賞者に聞く——木村英夫先生」『ランドスケープ研究』64巻1号（平成12

- 年))。
- 25 東京都公文書館所蔵「戦災地処理ニ関スル件 昭和20年4月起 木村技師」(請求番号:木村-001)。「帝都改造計画要綱案」については、本資料と記載内容が大きく異なる同名の資料が東京大学工学部都市工学科所蔵の高山英華文庫資料に含まれていると指摘されている(中島直人「高山英華の戦時下「東京都改造計画」ノート」『都市計画の思想と場所——日本近現代都市計画史ノート』(東京大学出版協会 平成30年) pp.94-95)。なお、注23で示したとおり、高山は帝都改造委員会の委員でもあった。
- 26 石丸紀興「都市計画地方委員会議事速記録を通しての東京都区部の当初戦災復興計画に関する研究——戦災復興計画研究その3」『都市計画論文集』23号(昭和63年)
- 27 前掲『日本近現代都市計画の展開』pp.87-88
- 28 復興事務局編『帝都復興事業誌』緒言・組織及法制篇(復興事務局 昭和6年) pp.3-36。なお、帝都復興院には同院総裁の諮詢機関として帝都復興院評議会が設けられた。これは、東京及び横浜の都市計画に関して従来の都市計画地方委員会に代わるものとされていた。
- 29 同上、pp.36-153
- 30 「都市計画委員会官制中改正ノ件」(昭和5年3月28日勅令第42号)
- 31 「東京都制施行ニ際シ防空法施行令外五勅令中改正ノ件」(昭和18年7月1日勅令第565号)。あわせて、官制第18条も改正され、東京地方委員会に置かれた職員のうち判任官の進退も内務大臣に代わり東京都長官の専行事項となった。
- 32 奥田教朝「終戦前後の東京の都市計画」『戦災復興外誌』(都市計画協会 昭和60年) p.173
- 33 『東京都職員録 昭和18年11月20日現在』(東京都長官々房人事課 昭和19年)
- 34 昭和18年7月1日時点における都市計画委員会官制第17条の条文は次のとおりである。
- 第十七条 委員会ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク
- 事務官 専任二十四人以内 奏任
- 技師 専任七十九人以内 奏任
- 書記 専任百二十一人以内 判任
- 技手 専任三百二十二人以内 判任
- 前項ニ掲クル職員ノ各地方委員会ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム
- 事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 書記及技手ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務及技術ニ従事ス
- 35 昭和戦前期には100名近くの職員が都市計画東京地方委員会に配属されていたという(鈴木信太郎「内務省時代の都市計画—東京」『都市計画』144号(昭和61年))。
- 36 参考として、表2と同様の作業により昭和18年11月20日現在の委員会幹事を示すと以下のようなになる。
- | ※職員録に表記の官職名 | ※氏名(所属及び官職名) |
|--------------|------------------------|
| 内務書記官 | 吉富滋(内務省国土局計画課長 書記官) |
| 東京都書記官 | 時田吉雄(防衛局企画課課長 事務官兼書記官) |
| 東京都書記官 | 徳田茂(計画局庶務課課長 書記官) |
| 東京都書記官 | 村瀬清(計画局都市計画課課長 書記官) |
| 都市計画地方委員会事務官 | 高橋登一(都市計画地方委員会事務官) |
| 東京都技師 | 井下清(計画局公園緑地課課長 技師) |
| 東京都技師 | 小林隆徳(防衛局建築課課長 技師建築監督官) |
| 東京都技師 | 瀬尾達也(計画局河川課課長 技師) |
| 八王子市助役 | 井熊順次郎(八王子市助役) |
| 立川市助役 | 市川守吉(立川市助役) |
- 37 「石川栄耀略年譜」、前掲『石川栄耀都市計画論集』p.970
- 38 整理にあたっては、樺島徹「資料「都市計画」の需要と定着」、都市計画協会編『都市計画法制定100周年記念論集』(都市計画法・建築基準法制定100周年記念事業実行委員会 令和元年)を参照している。
- 39 「行政機構整備実施等ノ為ニスル東京都官制外八勅令中改正ノ件」(昭和18年12月22日勅令第933号)
- 40 「行政整理実施ノ為ニスル東京都官制中改正等ノ件」(昭和21年1月31日勅令第62号)
- 41 東京都公文書館所蔵東京都文書「職員定員(都市計画東京地方委員会)」(請求番号:キ403.51.06)
- 42 「東京都官制中改正等ノ件」(昭和21年4月1日勅令第220号)
- 43 東京都公文書館所蔵東京都文書「職員ノ定員(都市計画東京地方委員会)」(請求番号:キ403.51.06)

- 44 「内務省官制の一部を改正する等の勅令」（昭和22年1月15日勅令第6号）
- 45 東京都公文書館所蔵東京都文書「職員定員（都市計画東京地方委員会官制改正）」（請求番号：キ404.52.07）
- 46 「都市計画法施行令及び都市計画委員会管制の一部を改正する政令」（昭和24年5月31日政令第188号）
- 47 八王子市市史編集委員会編『新八王子市史』通史編5（八王子市 平成28年）pp.656-657。『都市計画東京地方委員会議事速記録』第1号（都市計画東京地方委員会 昭和5年）
- 48 『都市計画東京地方委員会議事速記録』第2号（都市計画東京地方委員会 昭和5年）
- 49 本稿執筆現在、国立国会図書館デジタルコレクションでは第1号から第11号までと第15号から第17号までの各巻が閲覧できる。一方、内田祥三関係資料には第6号から第17号までの各巻が含まれている。なお、当館以外にも東京都の類縁機関では、東京都立中央図書館で第1号から第7号および第9号から第11号までの各巻、東京都立大学図書館で第1号から第8号までの各巻をそれぞれ所蔵している。
- 50 東京都公文書館 web サイト「内田祥三文庫～web 版公文書館の書庫から」（https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0701syoko_kara07.htm）
- 51 『都市計画東京地方委員会議事速記録』第9号（都市計画東京地方委員会 昭和13年）
- 52 東京都公文書館所蔵東京都文書「会長、委員臨時委員の異動報告」（請求番号：コ409.01.07）
- 53 本稿の主題からは外れるが、議事速記録の刊行が確認できない第40回以降、終戦までに開催した会議は合計3回ある。参考までにそれぞれの開催日時のみ整理をすると、以下のとおりになる。
- 第40回委員会：昭和18年6月28日
- 第41回委員会：昭和19年3月29日
- 第42回委員会：昭和19年12月26日
- 54 『内田祥三資料目録（I）』（東京都公文書館 平成元年）掲載の「凡例」を参照
- 55 『東京都公文書館年報』令和元年度（東京都公文書館 令和2年）p.10
- 56 前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、東京都公文書館所蔵東京都文書「東京特別都市計画緑地地域指定について報告」（請求番号：コ409.01.04）
- 57 東京都公文書館所蔵東京都文書「【防衛】戦災地ニ於ケル住宅其他建築物築造ニ関スル件依命通牒」（請求番号：325.G1.13）
- 58 石川は前述の東京都計画局都市計画課長兼務とあわせ、昭和19年10月10日付で都市計画東京地方委員会幹事に任命された（国立公文書館所蔵「元東京都技術吏員石川栄耀叙位の件」（請求番号：平2総00009100）。昭和23年6月25日付の東京都建設局長補職にともない、都市計画東京地方委員会委員に就任しているが（前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、東京都公文書館所蔵東京都文書「議事日程決定について」（請求番号：コ410.02.02）、この間一貫して幹事を務めていた。
- 59 『建設のあゆみ』（東京都建設局 昭和28年）pp.16-17
- 60 東京都公文書館所蔵東京都文書「東京都市計画緑地事業及其の執行年度割中追加変更の件」（請求番号：コ410.02.08）
- 61 東京都公文書館所蔵東京都文書「東京都市計画地域変更追加並に工業地域内特別地区指定について」（請求番号：コ410.02.03）
- 62 昭和21年5月14日付で計画局は建設局と改称した。同局の処務規程によると、都市計画課事務係の所掌事項として「都市計画地方委員会に関すること」が挙げられている（前掲『建設のあゆみ』p.355）。都市計画東京地方委員会文書を収録した簿冊の表紙に「都市計画課事務係」ないし「都市計画課」と記されたものがあるのは、このためによると思われる。
- 63 前掲『都市計画東京地方委員会議事速記録』第2号。特別委員会に関する規定は議事規則第13条から第16条にある。
- 64 この簿冊には、表1の9番目に掲載した特別都市計画下水道決定の議案調査を付託された特別委員会の記録及び調査参考資料が綴じられている。
- 65 東京都公文書館所蔵東京都文書「都市計画東京地方委員会開催について」（請求番号：コ409.01.04）
- 66 前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、東京都公文書館所蔵東京都文書「東京特別都市計画緑地地域指定について報告」（請求番号：コ409.01.04）
- 67 内田祥三関係資料に含まれる「東京特別都市計画緑地地域指定」に関する資料は、議案が「戦災復興・都市計画東京地方委員会会議録 昭和21年8月16日」（請求番号：U318.8-とち-443）、同議案以外の残る第49回委員会配布資料が「都市計画東京地方委員会〔資料〕」（請求番号：U519.8-とち-1520）にそれぞれ含まれている。また、図15で示した本議案の図面に関しては、例外的に会議資料とは分離され、単独の資料として所蔵登録されている（「東京特別都市計画緑地地区指定図」請求番号：U519.85-とち-412）。各資料名は、いずれも本稿執筆現在

のものである。

- 68 東京都公文書館所蔵東京都文書「議事日程決定について」（請求番号：コ409.01.04）
- 69 前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻収録、東京都公文書館所蔵東京都文書「都市計画東京地方委員会開催について」（請求番号：コ410.02.02）
- 70 本稿で取り上げた都市計画東京地方委員会文書は、会議の付議事項及び開催を決定する文書が中心であり、委員会で審議する議案の作成、立案に関わる文書類は含まれていない。例えば、都市計画道路の場合、震災復興都市計画の審議に先立ち、昭和20年の段階から検討が重ねられていたことが判明しており、その過程をたどることができる文書記録についても取り上げられたことがある（堀江興「東京の震災復興街路計画の史的研究」『土木学会論集』第403号（平成元年））。当館所蔵の都市計画東京地方委員会文書は、こうした作業を経た後の段階における文書群であると整理することができる。
- 71 ここで記されている「事務官」は都市計画委員会事務官ではなく、昭和21年4月の官吏制度改革による「地方事務官」を指しているとみられる。
- 72 『ぷろふいる集』（東京都新聞社 昭和29年）pp.240-241
- 73 その後、昭和27年3月1日時点で、天野は都市計画課事務係長であることが確認できる（東京都庁編『昭和廿七年三月一日現在 東京都職員名簿』（官界新報社 昭和27年）p.150）。また、昭和27年11月1日からは、建設局計画部総合開発課課長を務めた（前掲『ぷろふいる集』pp.240-241）。なお、東京都はこのとき局部課制を導入し、新たに局の下に部が設けられた。建設局計画部は、新設の総合開発課と、都市計画課で構成された（東京都公文書館webサイト「東京都知事部局・出納長室の変遷（2）（昭和23年～昭和27年）」（https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0702t_chiiji02.htm））。
- 74 関連は不明であるが、昭和23年1月1日現在の東京都職員録によると、天野は区画整理課事務係の所属とされており、一時的に都市計画課から離れた可能性がある（東京都庁編『昭和廿三年一月一日現在 職員名簿』（官界新報社 昭和23年）p.35）。
- 75 原稿の表題「常務委員会の復活について」。本件は東京都公文書館情報検索システムに目録情報が掲載されていない。請求番号「コ410.02.03」の文書を含む簿冊に収録されている。

[図1の補注] 令和元年、都市整備局区画整理部より引き継いだ土地区画整理事業の記録フィルムに含まれている。このフィルムは、震災復興土地区画整理事業の記録を中心としており、これまでも東京都建設局区画整理部計画課編『甦った東京——東京都震災復興土地区画整理事業誌』（東京都建設局 昭和62年）などで活用されてきた。前掲『都史資料集成Ⅱ』第4巻でも特徴的な画像を口絵に収録した。

図1として掲載した画像は、震災復興土地区画整理事業第9地区（新宿駅前附近）の記録フィルムの中に含まれており、前後には新宿駅東口付近にあった通称「和田組マーケット」の取り壊し作業を記録したフィルムが続いている。なお、第9地区に関わる記録フィルムの多くは、『ヤミ市模型の調査と展示』（東京都江戸東京博物館 平成6年）に画像が収録されている。